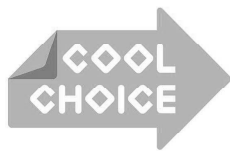


監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	34

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	環境部 地域エネルギー課
項 目	E C Oオフィスプラン（第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））について
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を定めるとともに取組を示し、環境負荷の低減と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として、E C Oオフィスプラン（第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を令和4年6月に策定しました。 前計画の最終年度である令和2年度における取組項目の達成状況を確認したところ、燃料・エネルギー8項目のうち、使用量及び温室効果ガス排出量の削減目標を達成したのは重油及び電気のみであり、その他の項目は目標を達成することができませんでした。 また、職員の温室効果ガス排出量削減意識の向上に係る取組について所管課に確認したところ、「職員への環境研修として、新任職員研修、職員一般研修、環境監査員研修を実施するとともに、職場研修を推進し、職員の環境意識の醸成、知識の習得、実践の促進に取り組んでいる。また、環境マネジメントシステムとして『たからづかのエコチェック』を活用し、四半期ごとに紙、燃料、エネルギーの使用量を入力することで、エネルギー等使用量の把握に努めるとともに、目標設定、研修実施を通して主体的な環境配慮に取り組み、その点検として環境監査を実施している。環境監査は、職員を監査員とする書面監査と現場監査を実施し、各部署において環境に配慮した事務事業の執行をチェックし、改善を図るよう努めている。」旨の説明を受けました。 エネルギー等使用量を削減するため庁内向けに様々な取組を推進していること、また、環境マネジメントシステムの実施方法について、継続的に取り組むのが重要であることは理解しますが、一方で同じ実施方法ではマンネリ化し、職員全体に削減意識が十分に浸透していないのではないかと考えます。 具体的には、電気、水道、ガス、紙購入量などの実績データの推移をできるだけ分かりやすい形で取りまとめるとともに、その結果を庁内に公表し、見える化を図ることにより、取り組んだ成果を実感でき、更なる意識向上につながるのではないかと考えます。 温室効果ガス排出量の削減に向けたエネルギー等使用量の削減のためには、職員一人ひとりの地道な取組が必要になりますが、一人の小さな取組が全体の成果につながることを職員に意識してもらえよう、効果的な実施方法について検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和5年3月24日 措置通知</u> 令和4年11月18日に、「令和3年度（2021年度）事務事業における温室効果ガス排出量について（報告）」を庁内掲示板に掲載し、周知しました。令和2年度分までの報告において数値を記載したのは、燃料・エネルギー等の使用実績とそれらの使用に伴う総温室効果ガス排出量でしたが、令和3年度分の報告においては、燃料・エネルギーの使用に伴うそれぞれの温室効果ガス排出量を記載しました。また、温室効果ガス排出量の最も多い電気については、主な施設の使用量をグラフ化して掲載し、見える化を図りました。 また、脱炭素化への意識を高めるため、エネルギーに関する庁内研修を「ゼロカーボンシティ推進研修」と名付け、職員の業務と関連する内容として、「EVシフトの潮流と自治体」を、本年2～3月に実施しました。 さらに、推進体制の強化として、課長級職員を構成員とする「地球温暖化対策推進庁内検討会」を創設の上、11月に開催し、令和3年度の事務事業における温室効果ガス排出量等について報告し、職員全体に削減意識が十分に浸透するよう認識の共有を図りました。 以上のように、工夫や新規の取組等を行いながら、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。 （添付資料） 1 令和3年度（2021年度）事務事業における温室効果ガス排出量について（報告） 2 令和2年度（2020年度）の環境マネジメントにおける取組結果について（報告）
----------------------------	--



業務の中で…生活の中で…
“賢い選択”してますか？

令和4年（2022年）11月18日
地域エネルギー課（EMS事務局）

令和3年度（2021年度）事務事業における温室効果ガス排出量について（報告）

1 宝塚市の環境マネジメント

市の事務事業においては、環境マネジメントシステムを運用し、省エネルギー・省資源を推進するとともに、2015年度に策定し、2018年度に改定した ECO オフィスプラン【宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】に基づき、温室効果ガス排出量削減の目標を掲げ、取組を進めています。

本計画の期間終了に伴い、本年6月、ECO オフィスプラン【第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】（以下「第2次計画」という。）を策定しました。計画では、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比50%とし、5つの基本方針に基づき取組を進めることとしています。

2 令和3年度（2021年度）の目標達成状況

各燃料、エネルギー等の2030年度目標は、種別の状況に応じて設定しています。2021年度の目標値は、2020年度実績値と2030年度目標値をもとに設定しました（表1、表2参照）。

（1）使用量等

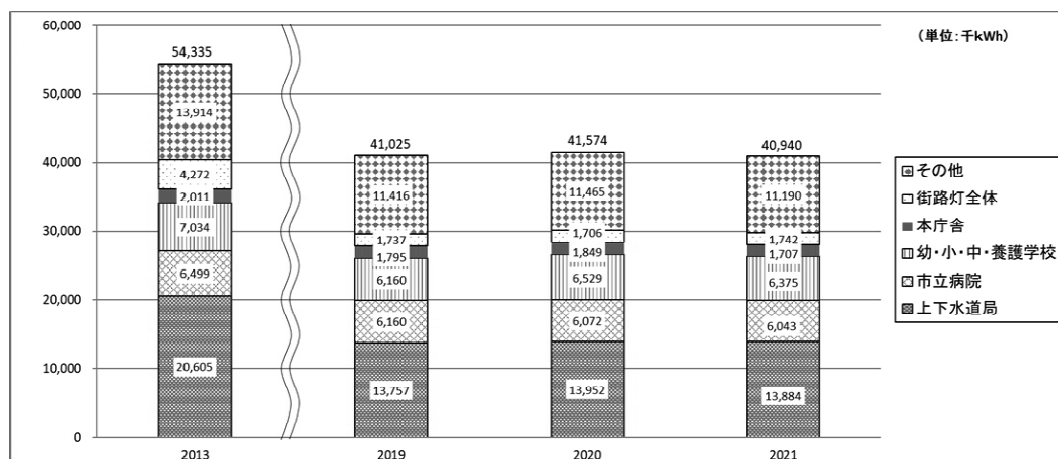
2021年度目標に対しては、灯油、重油、電気が達成しています（表1参照）。

電気使用量は約24.7%減であり、職員の省エネ意識の浸透や本庁舎のLED化、クリーンセンター（焼却炉棟）の基幹改良工事による発電量の増加などが挙げられます。主な施設の電気使用量は、上下水道局が最も多く（34%）、次に学校園（16%）、市立病院（15%）となっています（図1参照）。

表1 使用量等

種別	単位	2013年度 基準値	2020年度 実績値	2021年度		2030年度 目標値
				実績値	目標値	
紙購入量(A4換算)	枚	—	56,596,422	52,519,348	—	—
水	m ³	—	460,058	471,216	—	—
ガソリン	L	133,457	16,476	123,726	111,067	62,384
灯油	L	146,616	147,133	123,323	144,466	144,466
軽油	L	66,073	60,571	63,241	60,057	55,429
重油	L	1,300	440	0	723	723
液化石油ガス(LPG)	kg	14,488	13,621	15,768	13,617	13,579
都市ガス(自動車燃料含む)	m ³	2,793,414	2,712,616	2,697,785	2,675,518	2,341,638
電気	kWh	54,335,040	41,573,608	40,939,709	41,108,528	36,922,810
自動車走行距離	km	1,255,346	1,022,473	1,026,966	1,022,436	1,022,099

図1 主な施設の電気使用量



(2) 温室効果ガス排出量

2021 年度目標に対しては、達成したのは灯油、重油のみです（表 2 参照）。

電気は使用量が減少したものの、火力発電による供給割合増により二酸化炭素排出係数が上昇（0.34→0.36）したため、前年比 4.8%増となりました。電気は総排出量のうち約 7 割を占めるため、総排出量は前年度比 3.0%増となり、年度目標値に対して未達成の大きな要因となりました。

表 2 温室効果ガス（CO₂ 換算）排出量単位：kg-CO₂

種別	2013 年度 基準値	2020 年度 実績値	2021 年度		2030 年度 目標値
			実績値	目標値	
ガソリン	309,839	270,416	287,250	257,858	144,834
灯油	364,999	366,286	307,010	359,645	359,645
軽油	170,797	156,574	163,475	155,245	143,281
重油	3,523	1,192	0	1,959	1,959
液化石油ガス(LPG)	43,449	40,847	47,286	40,834	40,721
都市ガス(自動車燃料を含む)	6,034,460	5,857,178	5,825,149	5,751,850	4,803,895
電気	16,898,197	14,135,027	14,820,175	13,362,874	6,413,492
自動車走行距離	13,404	11,567	11,718	11,544	11,337
温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量	23,838,668	20,839,087	21,462,063	19,941,809	11,919,164
			2013 年度比 ▲10%	2013 年度比 ▲16.4%	2013 年度比 ▲50%

電気に係る温室効果ガス排出量（CO₂ 換算）の算出方法の見直し

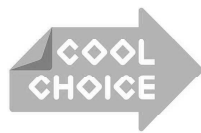
第 2 次計画においては、電気に係る温室効果ガス排出量（CO₂ 換算）の算出方法を見直し、使用する二酸化炭素排出係数を、2010 年度数値（0.29）固定から、年度ごとの排出係数（変動）としました。なお、2020 年度の排出係数は 0.34、2021 年度は 0.36 を使用しています。

近年の排出係数は、2010 年度数値より高く、また、電気は温室効果ガス総排出量のうち約 7 割を占めるため、電気はもちろん、全体の排出量についても、従来の算出方法による数値より、高くなっています。

3 今後の方向と取組

市の事務事業による温室効果ガス排出量は、市域全体での排出量の約 3.4%を占めており、市が率先してその排出を抑制することが求められています。第 2 次計画では、国の地球温暖化対策計画の削減目標等を勘案し、削減目標値を 2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減すると設定しています。この高い目標を達成するために、引き続き職員の省エネの実践を継続するとともに、施設の ZEB 化や省エネ化の検討、太陽光発電設備の導入などを政策的に推進することも重要になっています。

たからづかのエコチェックによる環境マネジメントを行うとともに、地球温暖化対策推進庁内検討会や環境推進調整会議においても、情報を共有し、意見を交換し、全庁的な体制で省エネルギー・省資源を進めていきます。



業務の中で…生活の中で…
“賢い選択” してますか？

令和3年(2021年)8月24日
地域エネルギー課(EMS事務局)

令和2年度(2020年度)の環境マネジメントにおける取組結果について(報告)

1 宝塚市の環境マネジメント

市の事務事業による温室効果ガス(CO₂換算)排出量を削減するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、ECO オフィスプラン【第4次宝塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)】を平成27年度(2015年度)に策定しました。当該計画において、取組目標を設定し、宝塚市独自の環境マネジメントシステム(EMS)を運用しています。2030年度における国の目標に沿った数値目標を設定するため、平成30年(2018年)5月に事務事業編の見直しを行いました。

2 令和2年度(2020年度)の目標達成状況

2020年度の目標値は、2010年度の実績を基準に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律やECO オフィスプラン【第4次宝塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)】での取組目標をもとに設定しています。(表1のとおり。)

2020年度の温室効果ガス排出量(CO₂換算)は、2019年度より約2.7%増となっており、2020年度の目標値に対して未達成となっています。エネルギー種別で見ると、ほとんどが達成できていない状況です。温室効果ガス総排出量のうち約64.6%を占める電気使用量について、新型コロナウイルス感染症対策で、空調設備等の電気使用量が増えた影響等で約1.3%増加しており、目標未達成の大きな要因となっています。

表1.令和2年度(2020年度)実績 ※指定管理施設を含む

項目	単位	2010年度 基準値	2019年度 実績値	2020年度		
				実績値	目標値	達成状況
紙購入量(A4換算)	枚	54,827,253	53,301,859	56,596,422	40,572,167	未達成
水	m ³	547,531	524,006	460,058	405,173	未達成
ガソリン	L	131,393	125,870	116,476	97,231	未達成
灯油	L	139,793	139,686	147,133	103,447	未達成
軽油	L	67,678	60,071	60,571	50,082	未達成
重油	L	700	1,290	440	518	達成
液化石油ガス(LPG)	kg	11,713	15,821	13,621	8,668	未達成
都市ガス(自動車燃料を含む)	m ³	3,224,097	2,549,277	2,712,616	2,385,832	未達成
電気	kWh	56,596,693	41,024,855	41,573,608	41,881,553	達成
自動車走行距離	km	1,165,690	1,133,713	1,022,473	862,611	未達成
温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算)	kg-CO ₂	24,482,702	18,424,488	18,926,701	18,117,199	未達成

※2020年度目標値は2010年度基準値より▲26%

3 今後の取組

市の事務事業による温室効果ガス排出量は、宝塚市域全体での排出量の約3.3%を占めており、市が率先してその排出を抑制することが求められています。今年度中に策定予定の第5次宝塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、新たな数値目標を掲げるとともに、会議や研修等のオンライン化や、施設への省エネ機器や再生可能エネルギーの導入促進、職員の省エネ意識のさらなる浸透により、引き続き省エネルギーを推進していきます。紙購入量については、紙の節約の徹底、文書管理システムの電子決裁機能の活用、ペーパーレス会議の推進などにより、削減を図っていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	35

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	環境部 環境政策課
項 目	生物多様性たからづか戦略について
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市では、本市の魅力の1つである豊かで貴重な自然環境の基盤となる生物多様性が、緑地の減少や里山の荒廃などにより年々失われつつある現状に対し、行政と市民等が協働し生物多様性の保全を推進することを目的として、生物多様性たからづか戦略（以下「生物多様性戦略」という。）を策定しています。 生物多様性戦略では、「郷土の生物多様性を保全・再生する」「生物多様性の恩恵を持続的に利用する」「生物多様性を学び・守り育てる社会づくり」を行動方針として定め、効果的な推進のため、21の項目について進捗管理しています。評価は目標値及び生物多様性戦略が改訂された平成28年度の現状値と比較して行っており、令和3年度の達成率は52.4%となっています。評価の方法について所管課に確認したところ、「毎年度、各項目の所管課に実績値を確認しているが、内容の検証はできていない。」旨の説明を受けました。生物多様性戦略では、「戦略の進行状況を客観的に把握・評価するため、行動計画の行程と数値目標を設定し、その達成状況を毎年度点検・評価します。」とされており、各項目の達成状況について結果を公表するだけでなく、各項目の所管課と連携し、目標値に対する具体的な取組内容とその進捗、成果、課題等について検証した上で、評価をすることが必要ではないかと考えます。 また、重点が置かれている生物多様性を支える人づくりや仕組みづくりの進捗状況について所管課に確認したところ、「活動拠点施設は設置したが、生物多様性アドバイザー制度の導入や関係部局で構成する推進組織の設置には至っていない。また、たからづか環境マイスター（以下「環境マイスター」という。）は制度開始時に認定した以降、新たな認定はしていない。」旨の説明を受けました。特に、環境マイスターは地域の環境保全活動のリーダーや環境学習の指導者となる人材として市が認定するもので、令和7年度までに55人登録することを目標としています。令和3年度の実績は6人となっています。登録が進まない理由について所管課に確認したところ、「制度開始時は、環境保全活動に関して長年にわたる活動実績がある方が複数いたため、問題なく認定を行うことができた。その後は徐々に養成していく方針であったが、マイスター養成講座の具体的な検討を行えないまま、コロナ禍によりECO講座も実施できない状態となり、新たに認定することが困難であった。環境マイスターの認定は引き続き行っていくが、現在の環境マイスターと同様の知識や経験を求めるのは難しく、基準を緩やかに運用していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。コロナ禍などにより一時認定が進まなかった理由は一定理解できますが、現在認定されている環境マイスターの活動の場も限られたものとなっています。生物多様性戦略の目的である、行政と市民等の協働による生物多様性の保全を推進していく上では、市が環境マイスターの活動の場を提供し、後継者を育成していくことが必要ではないかと考えます。 生物多様性戦略は令和6年度に行動計画の改訂が予定されています。改訂に当たっては、各項目の進捗状況や成果、課題について十分に検証・評価を行い、その内容を反映した実効性のあるものとなるよう取り組んでください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和5年3月24日 措置通知</u> 生物多様性たからづか戦略については、令和6年度に改定を予定しているため、行動計画の各項目について再検討し、進捗や成果、課題等について所管課とともに検証できる内容となるよう修正します。 環境マイスターについては、制度自体を実現可能なものとするよう検証の上、見直し、実態に則した認定ができる制度となるよう改めます。現在すでに認定している環境マイスターの方々についても、令和4年度から再開している ECO 講座での講師としての活用などを検討します。 また環境マイスター制度に限らず、各活動団体の後継者問題についても市と団体で協力して取り組んでいくとともに、南部の拠点として位置付けた北雲雀きずきの森の活用策についても検討し、行政と市民等の協働による生物多様性の保全を推進していきます。
----------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	36

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	環境部 生活環境課
項 目	樹木葬式墓所について
監 査 結 果 （意見等） の内容	樹木葬式墓所（以下「樹木葬」という。）は、令和2年度に実施した墓地に関する市民意識調査において需要が高かったことから、宝塚すみれ墓苑に整備し、市民の墓地需要に応えようとするものです。また、樹木葬の中でも墓所の種類として人気のあるガーデニング型、シンボルツリー型を整備し、その中で遺骨がそのまま土に還る区分や期限後に合葬する区分を設定しています。整備工事は令和4年10月に開始し、令和5年度から供用開始予定となっています。 整備工事は開始されていますが、工事費、維持管理費、墓地需要数、樹木葬の区分ごとの貸出方法や料金設定などを反映したシミュレーションや資金計画表が作成されていませんでした。その理由について所管課に確認したところ、「樹木葬については、設置場所や墓所の規模を選定する上で、概算費用や市民意識調査の結果を踏まえた需要数の算出を行い、現在の内容に決定した。なお、初期投資以外の費用はあまり必要ない合葬墓とは異なり、樹木や草花をシンボルとした墓所であるという樹木葬の特性上、工事の内容がある程度確定しないと維持管理費等の算出ができなかったため、資金計画表は現在作成しているところである。」旨の説明を受けました。整備工事の発注に当たっては、本来であれば事前にシミュレーションを行い、資金計画表を作成し、過大投資とならないよう、一定期間内での採算が取れることを確認した上で決定すべきであったのではないかと考えます。 既に民間等でも樹木葬の取組は進んでいることから、速やかに資金計画表を作成し、価格設定も含め、利用者にとって魅力的なものとなるよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知
	資金計画表については、墓地に関する市民意識調査の結果等から算出した墓地需要数や市場の変化を踏まえて作成した事業計画書に基づき、また樹木葬式墓所の工事費や想定される運営費と収入との比較、民営の樹木葬の料金等を参考に料金設定を行い、耐用年数とされる60年間をシミュレーションし、作成しました。また、樹木の育成や草花の世話や植え替えなどを行い、魅力ある墓所づくりに努めます。 （添付資料） 1 樹木葬式墓所 資金計画表

樹木葬式墓所 資金計画表

事業年度					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
年度			R3 (決)	R4 (予)	R5 (予)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	
貸出 計画 数	共同埋蔵型 (永年)	新規	0	0	6	6	6	6	6	6	6	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	
		記名板			2	2	2	2	2	2	2	2	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
		使用者累計(3,000)	0	0	6	12	18	24	30	36	42	83	124	165	206	247	288	329	370	411	452	493	534	
	大型シボ ルグー型 (永年)	新規	0	0	13	11	11	11	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用区画数(79)	0	0	13	24	35	46	57	68	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
	小型シボ ルグー型 (有期限20年)	新規	0	0	16	18	18	18	18	18	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用者累計(126)	0	0	16	34	52	70	88	106	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	
	ガーデニング型 (有期限20年)	新規	0	0	6	6	6	6	6	6	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用者区画数(40)		0	0	6	12	18	24	30	36	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
歳入	借入金 (起債)		7,000	87,600																				
	事業収入	使用料(共同) 200,000			1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	
		使用料(大型) 800,000			11,440	9,680	9,680	9,680	9,680	9,680	9,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用料(小型) 500,000			8,800	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用料(ガーデニング) 700,000			4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	3,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		記名板 50,000			110	110	110	110	110	110	110	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	
	合計		7,000	87,600	26,290	25,630	25,630	25,630	25,630	25,630	25,190	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	
歳出	償還事業	元金 40回払		175	2,540	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	4,730	
		利子(設計:0.315%、工事:1.000%)		12	460	864	819	774	729	684	639	594	549	505	460	415	370	325	280	235	190	145	100	
		計	0	187	3,000	5,594	5,549	5,504	5,459	5,414	5,369	5,324	5,279	5,235	5,190	5,145	5,100	5,055	5,010	4,965	4,920	4,875	4,830	
	事業支出	工事費	7,029	87,650											2,000									
		維持管理委託 上昇率0.5%			5,695	5,723	5,752	5,781	5,810	5,839	5,868	5,897	5,927	5,956	5,986	6,016	6,046	6,076	6,107	6,137	6,168	6,199	6,230	
		光熱水費 上昇率0.5%			72	72	73	73	73	74	74	75	75	75	76	76	76	77	77	78	78	78	79	
		人件費 上昇率0.5%			1,715	1,724	1,732	1,741	1,750	1,758	1,767	1,776	1,785	1,794	1,803	1,812	1,821	1,830	1,839	1,848	1,857	1,867	1,876	
		改葬納骨,廃材処理 22,000																						
		記名板作成料 6,578			14	14	14	14	14	14	14	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	
		計	7,029	87,650	7,496	7,533	7,571	7,609	7,647	7,685	7,723	7,841	7,880	9,919	7,958	7,997	8,036	8,076	8,116	8,156	8,197	8,237	8,278	
	合計		7,029	87,837	10,496	13,127	13,120	13,113	13,106	13,099	13,092	13,165	13,159	15,154	13,148	13,142	13,136	13,131	13,126	13,121	13,117	13,112	13,108	
単 年 収 支		△ 29	△ 237	15,794	12,503	12,510	12,517	12,524	12,531	12,098	△ 3,375	△ 3,369	△ 5,364	△ 3,358	△ 3,352	△ 3,346	△ 3,341	△ 3,336	△ 3,331	△ 3,327	△ 3,322	△ 3,318		
累 計 収 支		△ 29	△ 266	15,528	28,031	40,541	53,058	65,582	78,113	90,211	86,836	83,467	78,104	74,746	71,394	68,048	64,707	61,371	58,039	54,713	51,391	48,073		

樹木葬式墓所 資金計画表

事業年度			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
年度			R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42	R43	R44	
貸出 計画 数	共同埋蔵型 (永年)	新規	41	41	19	17	17	17	17	17	17	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	
		記名板	14	14	6	6	6	6	6	6	6	6	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
		使用者累計(3,000)	575	616	635	652	669	686	703	720	737	778	819	860	901	942	983	1,024	1,065	1,106	1,147	1,188	1,229	
	大型シボ ルリ-型 (永年)	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用区画数(79)	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
	小型シボ ルリ-型 (有期限20年)	新規	0	0	16	18	18	18	18	18	18	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用者累計(126)	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126
	ガーデニング型 (有期限20年)	新規	0	0	6	6	6	6	6	6	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用者区画数(40)		40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
歳入	借入金 (起債)																							
	事業収入	使用料(共同)	200,000	9,020	9,020	4,180	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	
		使用料(大型)	800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用料(小型)	500,000	0	0	8,800	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用料(ガーデニング)	700,000	0	0	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	3,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		記名板	50,000	770	770	330	330	330	330	330	330	330	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770
合計		9,790	9,790	17,930	18,590	18,590	18,590	18,590	18,590	18,590	18,150	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	
歳出	償還事業	元金	40回払	4,555	2,190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		利子(設計:0.315%、工事:1.000%)		56	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		4,611	2,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業支出	工事費		2,000										2,000										2,000
		維持管理委託	上昇率0.5%	6,261	6,292	6,324	6,355	6,387	6,419	6,451	6,484	6,516	6,549	6,581	6,614	6,647	6,680	6,714	6,747	6,781	6,815	6,849	6,883	6,918
		光熱水費	上昇率0.5%	79	80	80	80	81	81	82	82	82	83	83	84	84	84	85	85	86	86	87	87	87
		人件費	上昇率0.5%	1,885	1,895	1,904	1,914	1,923	1,933	1,943	1,952	1,962	1,972	1,982	1,992	2,002	2,012	2,022	2,032	2,042	2,052	2,063	2,073	2,083
		改葬納骨,廃材処理	22,000			484	528																	
		記名板作成料	6,578	93	93	40	40	40	40	40	40	40	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
		計		10,319	8,360	8,832	8,918	8,431	8,473	8,516	8,558	8,601	8,696	10,739	8,783	8,826	8,870	8,914	8,958	9,002	9,047	9,091	9,136	11,182
		合計		14,930	10,561	8,832	8,918	8,431	8,473	8,516	8,558	8,601	8,696	10,739	8,783	8,826	8,870	8,914	8,958	9,002	9,047	9,091	9,136	11,182
単 年 収 支		△ 5,140	△ 771	9,098	9,672	10,159	10,117	10,074	10,032	9,549	1,094	△ 949	1,007	964	920	876	832	788	743	699	654	△ 1,392		
累 計 収 支		42,933	42,162	51,260	60,933	71,091	81,208	91,282	101,314	110,864	111,957	111,008	112,015	112,979	113,900	114,776	115,608	116,396	117,140	117,838	118,492	117,101		

樹木葬式墓所 資金計画表

事業年度			41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
年度			R45	R46	R47	R48	R49	R50	R51	R52	R53	R54	R55	R56	R57	R58	R59	R60	R61	R62	R63	R64	
貸出 計画 数	共同埋蔵型 (永年)	新規	41	41	19	17	17	17	17	17	17	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	
		記念板	14	14	6	6	6	6	6	6	6	6	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	大型シンボルツリー型 (永年)	使用者累計(3,000)	1,270	1,311	1,330	1,347	1,364	1,381	1,398	1,415	1,432	1,473	1,514	1,555	1,596	1,637	1,678	1,719	1,760	1,801	1,842	1,883	
		新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小型シンボルツリー型 (有期限20年)	使用区画数(79)	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
		新規	0	0	16	18	18	18	18	18	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガーデニング型 (有期限20年)	使用者累計(126)	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	
		新規	0	0	6	6	6	6	6	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			使用者区画数(40)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
歳入	借入金（起債）																						
	事業収入	使用料(共同)	200,000	9,020	9,020	4,180	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	3,740	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	9,020	
		使用料(大型)	800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用料(小型)	500,000	0	0	8,800	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用料(ガーデニング)	700,000	0	0	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620	3,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		記念板	50,000	770	770	330	330	330	330	330	330	330	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	
	合計		9,790	9,790	17,930	18,590	18,590	18,590	18,590	18,590	18,150	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	9,790	
歳出	償還事業	元金	40回払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		利子(設計:0.315%、工事:1.000%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	事業支出	工事費											2,000									2,000	
		維持管理委託	上昇率0.5%	6,952	6,987	7,022	7,057	7,093	7,128	7,164	7,199	7,235	7,272	7,308	7,345	7,381	7,418	7,455	7,493	7,530	7,568	7,605	7,643
		光熱水費	上昇率0.5%	88	88	89	89	90	90	91	91	91	92	92	93	93	94	94	95	95	96	96	97
		人件費	上昇率0.5%	2,094	2,104	2,115	2,125	2,136	2,147	2,157	2,168	2,179	2,190	2,201	2,212	2,223	2,234	2,245	2,256	2,268	2,279	2,290	2,302
		改葬納骨、廃材処理	22,000			484	528																
		記念板作成料	6,578	93	93	40	40	40	40	40	40	40	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
		計	9,227	9,273	9,750	9,840	9,358	9,405	9,451	9,499	9,546	11,646	9,694	9,742	9,790	9,839	9,888	9,937	9,986	10,035	10,085	12,135	
	合計		9,227	9,273	9,750	9,840	9,358	9,405	9,451	9,499	9,546	11,646	9,694	9,742	9,790	9,839	9,888	9,937	9,986	10,035	10,085	12,135	
単 年 収 支			563	517	8,180	8,750	9,232	9,185	9,139	9,091	8,604	△1,856	96	48	△0	△49	△98	△147	△196	△245	△295	△2,345	
累 計 収 支			117,664	118,181	126,361	135,112	144,344	153,529	162,668	171,759	180,363	178,507	178,603	178,651	178,650	178,602	178,504	178,357	178,162	177,916	177,622	175,277	

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	37

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	環境部 施設建設課
項 目	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業について
監査結果 （意見等） の内容	本市クリーンセンターのごみ焼却施設は昭和63年稼働、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設は平成2年稼働で、いずれも既に30年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化、大規模修繕等を繰り返すことによるコストの増大化、循環型社会形成に向けた新たな処理方法等への対応が困難になったことから、新しいごみ処理施設を整備するために、所管課において宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業が進められています。 事業方式は、公設民営のDBO (Design Build Operate) 方式とし、市が資金を調達し、設計、建設、運営までを民間事業者のノウハウを活用して一括して実施することにより、経費の削減及びサービス向上が期待できるとされています。 また、事業者については、総合評価一般競争入札で、入札価格及び提案内容について総合的に評価して決定されました。全体事業費（税込）は、整備事業費463億1,880万円及び運営事業費194億5,900万円の合計657億7,780万円です。事業期間は令和4年10月から令和29年9月までであり、施設等の整備期間が令和4年10月から令和14年9月まで、施設の運営期間が令和6年4月から令和29年9月までとなっています。 懸念事項の1つとして、長期間にわたる契約のため、賃金水準又は物価水準の変動によるリスクが考えられます。所管課からは、「リスク分担については契約書等へ反映しており、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業整備工事契約において、スライド条項（工事契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、契約金額の変更を請求することができる制度）を定めている。」旨の説明を受けました。昨今の大型公共施設建設の事例にもあるように、物価水準等の上昇に伴い契約金額が大幅に増額となる可能性もありますので、今後も物価水準等の変動について十分注視していくよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知
	長期間にわたる契約であるため、物価水準等について、今後、十分注視し、適切に対応していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	3 8

時 期	令和4年12月21日 報告																									
種 類	1 定監	2 財援	3 工監	4 随監	5 住監	6 決算	7 例月	8 その他																		
担当課	環境部 管理課																									
項 目	宝塚市廃棄物減量等推進員について																									
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、地域住民と行政との調整役となり、市民の理解と協力を得て、ごみの減量・資源化を推進するために、自治会等の団体に、宝塚市廃棄物減量等推進員（以下「ごみゼロ推進員」という。）を設置しています。ごみゼロ推進員は、自治会長又はマンション管理組合の理事長からの推薦に基づき、自治会等の団体を構成する100世帯につき1人程度配置することができます。また、ごみゼロ推進員の役割は、廃棄物の分別及び排出の指導・啓発、廃棄物の減量・資源化の推進、再生資源集団回収の推進、環境美化意識の啓発、その他廃棄物の減量化及び資源化のための市の施策への協力となっています。 年度ごとの登録団体数及び登録人数は次表のとおりであり、令和元年度以降減少傾向にあります。 <table><tr><td>年度</td><td>登録団体数（団体）</td><td>登録人数（人）</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>174</td><td>552</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>177</td><td>558</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>170</td><td>529</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>171</td><td>536</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>148</td><td>483</td></tr></table> ※令和4年度は10月1日時点、他の年度は年度末時点です。 「宝塚市廃棄物減量等推進員設置運用要綱（以下「ごみゼロ推進員要綱」という。）」では、「ごみゼロ推進員が活動をする上で必要と認める費用を推薦団体に支出する。」とされており、ごみゼロ推進員1人当たり年間2,000円の啓発手数料が自治会等の各団体に支出されています。啓発手数料の使用用途については、所管課は各団体にアンケートを行い確認しています。令和3年度に実施したアンケート結果において、「環境整備関係」と回答した団体は全体の36%でしたが、「特に決まっていない」と回答した団体が33%、「親睦」と回答した団体が4%等あり、ごみゼロ推進員が活動をする上で必要と認める費用かどうかの詳細が確認できていない状況となっていました。所管課が設定したアンケートの選択項目等を見直して、使用用途が把握できるようにしてください。 また、ごみゼロ推進員要綱では、「ごみゼロ推進員として必要な知識の養成とその資質の向上を図るため、研修会を開催する。」とされています。研修については、「以前は年1回程度、クリーンセンターでの説明や見学会を実施していたが、コロナ禍のため、令和元年6月に開催した以降実施していない。」旨の説明を受けました。ごみゼロ推進員の任期は2年であるため、1回も研修を受講できないまま任期を終えるごみゼロ推進員がいる可能性があります。コロナ禍においても、手法を工夫して研修を実施するよう検討してください。 ごみゼロ推進員は、自らが実践し、身近なところから啓発を広めていくことで、ごみの減量・資源化を推進する重要な役割を担っていると考えます。引き続き、ごみゼロ推進員が効果的に啓発活動を行うことができるよう環境整備に努めるとともに、登録団体数の増加に向けた取組を検討してください。								年度	登録団体数（団体）	登録人数（人）	平成30年度	174	552	令和元年度	177	558	令和2年度	170	529	令和3年度	171	536	令和4年度	148	483
	年度	登録団体数（団体）	登録人数（人）																							
	平成30年度	174	552																							
	令和元年度	177	558																							
	令和2年度	170	529																							
	令和3年度	171	536																							
令和4年度	148	483																								

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和5年3月24日 措置通知</u> ごみゼロ推進委員アンケートについて、適正な内容とし、また、今後の活動指針に繋がるよう改めます。 研修については、メールによる情報発信や、自治会回覧資料の配布を行い、研修の有無にかかわらず啓発活動ができるよう整備に努めるとともに、ホームページで登録団体を広めるよう有用な情報発信に努めます。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	39

時 期	令和4年12月21日 報告																														
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																														
担当課	環境部 管理課																														
項 目	宝塚市再生資源集団回収奨励金について																														
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、ごみの減量、資源の有効利用、再生資源の資源化の確保及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図るため、家庭から排出される古紙その他の再生資源の集団回収を実施する地域団体等に対し、宝塚市再生資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付しています。																														
	事前登録した5世帯又は10人以上で構成する団体が収集した古紙類（新聞・雑誌・ダンボール等）、布類、缶類、瓶類等を団体が直接契約した回収業者に引渡すことにより再資源化している活動に対して、引渡量1kg当たり3円の奨励金を市から団体へ交付しています。																														
	年度ごとの登録団体数、回収量、奨励金交付金額等は次表のとおりです。																														
	<table><tr><th>年度</th><th>登録団体数（団体）</th><th>請求団体数（団体）</th><th>回収量（kg）</th><th>交付金額（円）</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>369</td><td>361</td><td>6,461,388.9</td><td>19,384,143</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>371</td><td>363</td><td>6,115,730.3</td><td>18,347,175</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>371</td><td>357</td><td>5,469,527.6</td><td>16,408,572</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>366</td><td>351</td><td>5,299,981.0</td><td>15,899,937</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>354</td><td>336</td><td>2,457,187.5</td><td>7,371,561</td></tr></table>	年度	登録団体数（団体）	請求団体数（団体）	回収量（kg）	交付金額（円）	平成30年度	369	361	6,461,388.9	19,384,143	令和元年度	371	363	6,115,730.3	18,347,175	令和2年度	371	357	5,469,527.6	16,408,572	令和3年度	366	351	5,299,981.0	15,899,937	令和4年度	354	336	2,457,187.5	7,371,561
	年度	登録団体数（団体）	請求団体数（団体）	回収量（kg）	交付金額（円）																										
平成30年度	369	361	6,461,388.9	19,384,143																											
令和元年度	371	363	6,115,730.3	18,347,175																											
令和2年度	371	357	5,469,527.6	16,408,572																											
令和3年度	366	351	5,299,981.0	15,899,937																											
令和4年度	354	336	2,457,187.5	7,371,561																											
※令和4年度は上半期時点、他の年度は年度末時点です。																															
	事業の効果については、「市民自ら収集することで資源物として再認識でき、ごみの減量・資源化の推進につながっている。集団回収では、市全体の収集量の5割以上の対象物を収集しており、収集コスト削減、処理規模の縮小に寄与し、ごみ処理の仕組みとして重要な役割を果たしている。費用対効果の面についても、理論上約6,000万円以上の収集コストが削減されていると考えている。また、奨励金は各団体の活動費として、地域コミュニティの運営において重要視されている。」旨の説明を受けました。																														
	登録団体数や回収量が減少傾向にありますが、再資源化について有効な手段であると考えますので、引き続き登録団体数の増加に努めてください。																														

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知
	ホームページでの紹介、わかりやすい申請方法など、参加しやすい体制を整え、登録団体の増加に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	40

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	環境部 業務課
項 目	古紙引渡契約について
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市では、ごみステーションに排出された新聞、雑誌、ダンボール、布などの資源ごみ回収業務について、資源ごみの無償引渡契約である資源物引渡契約（以下「引渡契約」という。）を宝塚市エコリサイクル事業協同組合（以下「協同組合」という。）と締結しています。平成30年度から市内80%の地域を対象としており（残り20%は市の直営により回収）、令和5年度以降は20%の地域についても追加する予定となっています。 当該地域における資源ごみ回収業務に対する苦情件数は、令和2年度392件、令和3年度347件、令和4年度（10月末時点）183件であり、主な内容は収集漏れと収集遅延によるものです。苦情件数が多い理由について所管課に確認したところ、「通常のごみ収集はパッカー車1台に対して3人体制で行っているが、協同組合はトラック1台に対して1人体制で行っているため、収集漏れや収集遅延が発生している。」旨の説明を受けました。 収集については、資源物の回収に関する業務仕様書（以下「資源物回収仕様書」という。）で、「回収業務は原則として午前8時から午後3時30分までに行い、午前及び午後に回収状況を発注者に報告すること。回収時間帯は、特別な事情がない限りほぼ一定すること。」とされています。しかし、抽出した業務報告書を確認したところ、収集完了時間が午後4時45分や午後5時となっていることや、午前・午後の報告が大幅に遅れているなどの事例が散見され、資源物回収仕様書に沿った業務の執行となっていない状況が確認されました。 令和5年度以降は市内全域が引渡契約の対象となる予定であり、苦情件数の更なる増加に伴う市の苦情対応に係る人件費の増加が懸念されます。所管課においては、資源物回収仕様書に沿った業務の執行となるよう指導を行ってください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知
	宝塚市エコリサイクル事業協同組合（以下「エコリサイクル」という。）との紙布等の資源物引渡契約についてですが、定期監査終了後に、エコリサイクル側と協議を行い、改めて中間報告と終了報告の提出、業務終了時間について仕様書記載事項の厳守について指導しました。 令和5年度からは、市域内全域の収集をエコリサイクルに任せることとなりますので昨年10月以降定期的に、業務引継ぎ、打ち合わせを行っています。収集終了時間の改善については協議を継続中ですが、令和5年度開始の新収集エリアだけでなく、終了時刻が遅くなりがちな既存エリアにも、増車、応援を投入する予定となっています。また、取り漏れ防止については、引き続きごみステーション管理システムの地図データを送付するなど側面支援を続けていきます。仕様書記載の収集業務終了時間（午後3時30分）については、一般廃棄物収集運搬業務の終了時刻に合わせているため、現時点では変更する予定はありませんが、午後3時30分までに終了できない見込みの場合の報告を徹底するように指導しています。

監査結果（意見等）事項整理票	整理番号	年度	番号
		0 4	4 1

時 期	令和4年12月21日 報告													
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他													
担当課	環境部 業務課													
項 目	粗大ごみ受付センター運營業務委託について													
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、粗大ごみ等の収集・持込みに係る電話受付業務を委託しており、電話回線は5回線、オペレーターは最大5人での運用となっています。一般的なコールセンター業務における指標である応答率（着信した電話にオペレーターが応答できた割合）について、粗大ごみ受付センター運營業務委託仕様書（以下「粗大ごみ受付仕様書」という。）では「常時高い応答率（1月当たり90%以上）を確保すること。」とされています。本委託業務における月平均の応答率は次表のとおりで、粗大ごみ受付仕様書にある90%以上を達成できていない月が多くあります。													
	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
	令和元年度	90.4%	89.6%	91.9%	88.9%	88.2%	88.3%	90.4%	90.3%	93.8%	91.5%	93.5%	91.0%	90.6%
	令和2年度	56.0%	61.4%	84.7%	90.0%	88.7%	91.6%	94.1%	92.7%	92.7%	92.9%	89.9%	91.3%	85.5%
	令和3年度	91.2%	88.0%	89.8%	91.1%	88.1%	85.4%	89.4%	88.4%	88.5%	91.8%	92.0%	90.5%	89.4%
	令和4年度	91.7%	90.4%	92.9%	93.2%	90.4%	91.8%							91.7%
各月の応答率の内訳を確認したところ、例えば、令和3年9月では週明けの平日の平均応答率は76.9%で、土日の平均応答率は98.3%となっており、週明けの平日は着信数が多いため応答率は低く、土日は着信数が少ないため応答率の高い傾向がありました。週明けの平日には回線数の上限である5人のオペレーターが配置されており増員は難しい状況ですが、土日は回線数に満たない人員配置でありながら応答率が高く受付体制に余裕があります。														
応答率が低いことは利用する市民の満足度の低下につながります。週明けの平日には電話がつながりにくい現状とともに、土日に電話受付をしていることを積極的に広報し着信の分散を図ることにより、応答率の向上に努めてください。														

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知
	定期監査終了後、令和4年12月20日に受託業務責任者、コールセンター責任者と協議を行い、応答率低下は休憩等でオペレーターが離席したタイミングで電話が集中するケースが主な原因であると分析しています。
	受託者は本年1月10日付で新人オペレーター10名を採用、研修を実施し、宝塚市業務受電可能なオペレーターを増加させており、以前よりも柔軟な対応が可能な状況となっています。
	同時に、月曜日、休日明け等に集中しがちなコールを、比較的コール数の少ない土日への誘導するため、今後も市ホームページや広報誌等での周知を行っています。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	4 2

時 期	令和4年12月21日 報告							
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他							
担当課	選挙管理委員会事務局							
項 目	選挙投票率向上に係る取組について							
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）では、選挙投票率を高めるための各種取組を行っています。次表は、令和3年度及び令和4年度実施（予定を含む。）の選挙啓発事業の一例です。							
	事 業 名		事 業 内 容					
	地域イベント会場啓発事業		宝塚市明るい選挙推進協議会（以下「市明推協」という。）の委員等により、市内の地域イベントにおいて選挙啓発物品を配布する。					
	明るい選挙啓発標語事業		市民の選挙に関する意識の高揚を図るため、市内在住、在勤、在学の方を対象に明るい選挙の推進や投票の促進などをテーマにした標語を広報たからづか等で募集する。 市選管及び市明推協により審査を行い、入賞作品を決定する。入賞者には表彰状と記念品を、応募者全員に参加賞を贈呈する。審査結果は広報たからづか、市ホームページ等で発表するとともに、標語を選挙啓発資材に使用するなどして活用する。					
	模擬投票事業		小学校等において身近なテーマで模擬投票を実施することで、楽しみながら政治について興味をもってもらう。					
	生徒会選挙支援事業		中学校等の生徒会役員選挙投票開票時に、投票機材の貸出しや選挙に係るミニ講座を行い、選挙に慣れ親しんでもらう。					
	選挙出前授業		高等学校等において選挙に関する講義や投票体験を実施し、間もなく有権者となる生徒に投票までの流れや投票することの意義を知ってもらう。					
	新有権者啓発事業		18歳を迎える市民に対し、誕生日のお祝いと選挙権の大切さを伝えるはがきを送付する。はがきに、投票のしかた等を掲載したホームページにリンクする2次元バーコードを印刷し、新有権者の投票意識の高揚を図る。					
	SNS等での選挙の情報、話題の発信		主に若年層の投票率向上に資するため、Instagramやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用し、日頃から選挙や政治に関する話題を提供し、投票をはじめとする積極的な政治参加につなげる。					
	若年層の期日前投票立会人の公募 (令和4年度から実施)		10代から30代の選挙人が、期日前投票の現場に関わることで、選挙を身近に感じ、本人の積極的な投票行動につなげるとともに、周りの人に対しても、投票の重要性が波及するよう、希望者を公募・登録し、選挙執行の際に期日前投票所の投票立会人として参加していただく。 また、若年層の期日前投票立会人の選任により、若い世代の選挙人に、親しみのある期日前投票所づくりを図る。					
選挙投票率を高めるための取組について所管課に確認したところ、「地域イベントでの選挙啓発や明るい選挙啓発標語募集等に加え、投票率が低い若い世代に向けては、政治への関心、参加意識及び自治意識の醸成を目的に、小中学校生、高校生に対して、模擬投票、生徒会選挙支援、選挙出前授業等を実施し、選挙に親しみや興味を持ってもらえるよう取り組んでいる。また、令和4年度からの取組として、18歳の新有権者に対して送付している誕生日のお祝いと選挙権の大切さを伝えるはがきに、選挙の必要性や投票の仕方などを分かりやすく示した若者向けのホームページにリンクさせる2次元バーコードを印刷したことや、選挙を身近に感じてもらうための取組として、10代から30代の市民を対象に期日前投票の立会人を公募し、令和4年実施の参議院議員通常選挙では4人の方に立会人の職務を依頼した。更に、住民票と異なる所に居住している選挙人が行う不在者投票において、以前は郵便又は直接での請求しかできなかったが、マイナンバーカードを活用してインターネットによる請求を行うことができるようにしたことで、県外に居住している学生等の若い世代にも活用された。」旨の説明を受けました。								
この他にも、SNS等による情報発信や広報たからづかの特集記事で若い世代に対する投票の大切さを呼びかけるなど、選挙に関する情報を積極的に発信していることは評価できますが、毎年度費用を掛けて実施する以上は、アンケート調査等を通じた事業効果の検証が必要ではないかと考えます。								

	各取組の成果の分析及び検証を行い、投票率向上につながる効果的な啓発事業等の実施に努めてください。
--	--

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和5年3月24日 措置通知</u> 選挙の必要性や投票の仕方などを分かりやすく示した若者向けのホームページにリンクさせる2次元バーコードを、新有権者に送付するはがきに印刷したことの効果検証として、はがきの送付前後に該当のホームページへ訪問した数を集計しました。 12月 送付前の11日間と送付後の11日間を比較・・・217%増 1月 送付前の11日間と送付後の11日間を比較・・・200%増 2月 送付前の11日間と送付後の11日間を比較・・・増減なし 18歳の誕生日を迎え、自身の選挙権を強く意識するこの機会に上記ホームページを閲覧することは、新有権者が投票行動に移るための近道と考えています。検証結果からも、本取組はホームページへ誘導するための有効な手段として一定の効果があったと言えます。今後は、更に投票行動につながる策を検討します。 小中学校生、高校生に対して行っている模擬投票・生徒会選挙支援・選挙出前授業を始め、全市民向けの市民教養講座などのイベントについては、その効果検証の手法について検討を行い、各取組の成果分析をすることで、効果的な選挙啓発の実施につなげます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	4 3

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	1 定監 2財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	環境部 管理課（宝塚都市環境サービス株式会社関係）
項 目	今後の経営状況における課題について
監 査 結 果 （意見等） の内容	前回（平成30年度）の財政援助団体等監査での意見「今後の事業展開について」に対する取組状況について確認したところ、令和3年9月開催の第26期第3回臨時取締役会の協議第2号「宝塚都市環境サービス株式会社の将来性等について」において一度協議がされ、課題は認識されているものの、具体的な検討は進んでいませんでした。 都市環境サービスでは、令和4年度収支をベースに現状の2班体制を維持することを前提に、令和5年度末に再雇用職員2人が退職になることから、新規採用に伴う人件費の増加、クリーンセンター建て替えによる事務所移転経費の増加等を想定して、令和4年度から令和13年度までの10年間の経営状況を予測しています。この経営予測は、退職補充の人数が2人又は1人の場合に分けて作成されており、2人採用の場合は令和6年度以降経常利益が赤字、1人採用の場合は令和9年度以降経常利益が赤字になることが見込まれています。 所管課からは、「人件費の増加による都市環境サービスの収益性の悪化は懸念している。また、将来においては、くみ取り件数が減少し事業を継続できない状況が訪れることが十分に予想されることから、市としてし尿収集業務をどのように継続するのか検討する必要がある。検討するに当たっては、近隣市との広域化、同業他社との合併や事業譲渡、更に市の直営も視野に入れる必要があると考えている。」旨の説明を受けました。 以前から想定されていた、くみ取り件数の減少、退職補充による人件費の増加だけでなく、クリーンセンター建て替えによる事務所移転経費の増加等、都市環境サービスを取り巻く環境が変化しており、課題もより深刻になっていると考えます。 令和3年度の繰越利益剰余金は5,400万円ですが、経営予測を考慮すると、そう遠くない将来に繰越利益剰余金が枯渇するおそれがあります。早期に会社の方向性を決定し、具体的な課題整理に取り組んでください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知 令和5年3月に、三田市・川西市との施設整備などの一時的な処理に関する、し尿処理相互支援協定を結んだため、このことをきっかけに、広域化の可能性を探りつつ、同業他社との合併や、譲渡等合理化の可能性の検討を、令和6年度までに行い、令和9年までには、一定の方針を決定したいと考えています。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	44

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	健康福祉部 障害福祉課（（特非）あ・ぷり関係）
項 目	地域活動支援センター等事業補助金の特例措置について
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市では、地域活動支援センター及び小規模通所援護事業所（以下「センター及び事業所」という。）を設置し、障害（がい）者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部の補助を行っています。 補助金の算定に当たっては、事業費に利用人数を加味して算出しますが、コロナ禍における特例措置として、令和2年4月13日付け障害（がい）福祉課長通知「緊急事態宣言に伴う令和2年度地域活動支援センター・小規模通所援護事業補助事業に関する特例について」が各センター及び事業所の代表者に向けて発出されました。特例内容としては、「特例適用期間中の居宅訪問や電話等で利用者の健康管理や相談支援など、可能な範囲で支援の提供を行った場合（以下「電話連絡等」という。）、利用日とすることを可能」とするものです。令和3年3月26日には上記通知の変更が行われ、「電話連絡について、作業の進捗状況の確認や作業時の体調管理等の支援等、具体的な支援の実施を求める。体調確認のみの電話連絡は日数算定できない。」旨が示されています。なお、特例制度は厚生労働省からの通知が根拠となっており、その通知には「施設の職員が訪問や電話等によるできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。」とあります。 電話連絡等による代替支援が適正に行われているか、所管課は事業者から提出される記録で確認していますが、記録は事業者が作成した様式に記載されており、内容は全ての利用者について、同様の文言が1行程度記載されているだけであり、所管課はどのように「できる限りの支援の提供を行った」と判断したのか疑問が残ります。 サービス利用者の状況に応じて行われた代替支援の内容が具体的に確認でき、事業者が適正な代替支援を行ったか所管課が判断できるよう、統一した報告様式の作成とともに判断基準の明確化について検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知
	新型コロナウイルス感染症においては状況に変容が見られつつも、代替支援については現状厚生労働省から特に取扱いの変更に関する通達も無く、近隣他市の多くは当面も継続する方向で検討していることから、現状では本市も次年度においても代替支援に対する補助の実施を継続することを検討しています。 指摘のとおり、次年度より事業所に対し別添の統一的な記録用紙の使用を義務付け、判断基準についても可能な限り明確化しました。 （添付資料） 1 電話等による代替的支援記録

電話等による代替的支援記録

事業所名： 年度

利用者氏名： 利用月：

月

日	連絡時間 (1回目)	連絡時間 (2回目)	本人の様子や状況・支援内容	利用者確認欄	
				確認日	署名・押印

※通所に代わる代替的支援であることを十分に理解し、利用者本人が希望する場合に実施すること。（本来通所出来ない程の体調不良や私事都合は通常の休みと同じなので、代替的支援として算定できません）
電話での支援を行う場合は1日に2回（原則支援の開始と終了）の支援が必要です。

※支援内容については、在宅での過ごし方や健康管理・維持についての助言や相談支援、作業の進捗状況の確認等の具体的な支援内容を記載すること。
単に今日の体調を確認した、予定を確認した等は代替的支援の算定対象とはなりません。

※利用者確認欄には、確認日と利用者の署名もしくは押印をもらうこと。（支援の当月又は翌月中にもらうこと）

※その他の地域活動支援センターや日中活動系障害福祉サービス（生活介護や就労継続支援B型）を併用している利用者については、同日の利用ができないことに十分留意すること。

電話等による代替的支援記録

事業所名： 地域活動支援センター ○○○○

2023 年度

利用者氏名： 宝塚 太郎

利用月： 4 月

日	連絡時間 (1回目)	連絡時間 (2回目)	本人の様子や状況・支援内容	利用者確認欄	
				確認日	署名・押印
5	9:30	14:00	代替的支援の記録例) 朝、在宅でできる作業として、今日は○○をすることを伝えた。 発熱等はないが、食欲が無いとのこと。水分補給をまめに行うよう伝えた。 昼、今日の作業は○○までできた。あまり調子が良くなり、思っているよりは作業が進まなかったとのこと。		
10	9:15	15:00			
14	9:15	14:30	代替的支援として認められない記録例) 「今日も特に体調に変化無く元気に過ごした。」 →単なる体調確認のみの連絡 「今日は○○の作業所へ行って作業した。」 →他事業所との同日利用		
19	9:30	14:00	代替的支援として認められない記録例) 「朝から高熱で寝込んでいる。」 →本来通所出来ない程の体調不良 「今日は友人と遊びに出かけたとのこと。」 →私事都合での休み など		
24	9:15	15:00	※支援予定で電話をかけたが、本人に急用ができたなど、結果的に具体的な支援を行わなかった場合も認められません。（電話はかけたが、特に支援を行っていないため。）		

※通所に代わる代替的支援であることを十分に理解し、利用者本人が希望する場合に実施すること。（本来通所出来ない程の体調不良や私事都合は通常の休みと同じなので、代替的支援として算定できません）
電話での支援を行う場合は1日に2回（原則支援の開始と終了）の支援が必要です。

※支援内容については、在宅での過ごし方や健康管理・維持についての助言や相談支援、作業の進捗状況の確認等の具体的な支援内容を記載すること。
単に今日の体調を確認した、予定を確認した等は代替的支援の算定対象とはなりません。

※利用者確認欄には、確認日と利用者の署名もしくは押印をもらうこと。（支援の当月又は翌月中にもらうこと）

※その他の地域活動支援センターや日中活動系障害福祉サービス（生活介護や就労継続支援B型）を併用している利用者については、同日の利用ができないことに十分留意すること。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	4 5

時 期	令和4年12月21日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	健康福祉部 障害福祉課（ がい （特非）あ・ぷり関係）
項 目	補助金所要額の算出方法について
監 査 結 果 （意見等） の内容	宝塚市地域活動支援センター等事業実施及び補助金交付要綱では、「補助対象経費」として建物賃借料等の使用料を含んでいますが、補助金所要額の算定に当たり、「その他の加算」として、建物・施設及び駐車場使用料を上乗せ補助の名目で加算し、補助金を支出しています。 「補助対象経費」に含まれる経費について、「その他の加算」として加算している理由について所管課に確認したところ、「施設運営の実態に即した補助とするため、上乗せ補助として加算している。」旨の説明を受けました。 施設運営の実態に即した補助とするためという理由は一定理解できますが、真に実態と乖離が生じている経費があるのであれば、その経費について上乗せ補助を行うべきであり、既に「補助対象経費」となっている建物・施設及び駐車場使用料について、「その他の加算」として加算することには疑問が残ります。 補助金所要額の算定に当たっては、その内訳、根拠について明確に説明できる制度とするよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年3月24日 措置通知 補助金所要額の算定にあたっては、過去の要綱制定時の状況や考え方を振り返りつつ、他市との比較や、県の要綱を参考にしながら、適切な補助となるよう制度についての検討に努めます。
---------------------	--